

下北山村 橋梁個別施設計画

平成30年1月

下北山村産業建設課

1. はじめに

下北山村では平成 22 年に 15m 以上の橋梁、1 級村道に架かる橋長 15m 以下の橋及び橋長 15m 以下で緊急に点検が必要な橋梁を対象に長寿命化修繕計画を策定し、事後保全型から予防保全型へ徐々に移行し、事業を進めてきた。

しかし、平成 26 年度から、5 年に 1 度の近接目視点検が義務化され、平成 28 年度末までに 31 橋の点検が完了し、これまでに 1 橋が判定区分Ⅲ（早期措置段階）と診断された（表 1）。判定区分Ⅲ（早期措置段階）は次回点検までに修繕を終えることが望ましいとされており、改めて予防保全型から事後保全型へと方針転換を図らざるを得ない状況となった。

そこで、本村は次の観点から計画をとりまとめ、橋梁個別施設計画とする。

表 1 下北山村管理橋梁の定期点検と診断結果

管理者	点検計画数	点検実施数	判定区分			
			I	II	III	IV
下北山村	60	31	6	24	1	0
			19%	78%	3%	0%

2. 橋梁個別施設計画のポイント

- Ⅲ判定施設の橋梁修繕工事を最優先に取り組む。
- 当面 5 年間（早期措置対応が必要となる期間）の計画とする。
- 平成 29 年度の診断結果は、点検完了後、速やかに計画に反映させる。
- 平成 30 年度の 1 巡目点検が終わった後、全施設を対象に既存の長寿命化修繕計画を見直し、予防保全型の計画を作成する。

3. 橋梁個別施設計画

橋梁個別施設計画は下記および別紙 1（橋梁修繕事業計画）とする。

① 対象施設

対象施設は、下北山村管理の全 60 橋とする。

② 計画期間

計画期間は平成 30 年度から平成 34 年度の 5 年間とする。

③ 対策の優先順位の考え方

【橋梁ごとの健全性】および【路線の重要度】のそれぞれの評価点を算出し、その合計点をもって優先順位を設定する。

